

天皇陛下はご自身で新しい時代を切り拓こうとされている。そのスケールの巨大さに人々は殆ど気が付いていない。皇室の歴史を大観すると見えて来るものがある。

先に次のような時代区分を行った。

- (1) 先帝崩御だけによる皇位継承の時代。
- (2) それに譲位が加わる時代（むしろ譲位こそ標準的な形へ）。
- (3) 再び先帝崩御だけによる皇位継承に戻った時代。

そして、

- (4) 再びそれに譲位が標準的な形の時代へ。

では「火葬」という視点を付け加えるとどうなるか。

- (1) 土葬だけの時代。
- (2) それに火葬が加わる時代（むしろ火葬が標準的な形へ）。
- (3) 再び土葬だけに戻ったの時代。
- (4) 再び火葬が標準的な形の時代へ。

さらに、陛下が8月8日のお言葉で触れておられた「モガリ（殯）」について整理すると、こうなる。

- (1) モガリや手厚い葬儀が盛んに行われた時代。
- (2) その行き過ぎを是正して「薄葬」を旨とし、モガリも簡素化して行く時代。
- (3) 再び手厚い葬儀と古代的なモガリが復活した時代。
- (4) 陛下はこれも簡素化へのお気持ちを示された。

以上3種類の(1)(2)(3)はそれぞれ、時代的にピッタリ重なる訳では、勿論ない。多少のズレはある。それでも大きな時代の“うねり”として見れば、およそ重なる。

特に、本格的に譲位が始まった持統天皇こそ、史上初めて火葬された天皇でもあった。

モガリも、次の文武天皇迄は行われたものの、次の代から簡素化して行く。

また譲位が制度上、排除されたのも、古代的なモガリが復活したのも、共に明治以降。

火葬も江戸時代の途中から取り止めても、表面上は火葬の作法を維持。

それが名実共に土葬に相応しい形に転換したのは**幕末の孝明天皇**から。

はっきり同時代的に転換している。

先に、陛下が火葬を採用するお気持ちを示された（平成25年）時点で、既に譲位の可能性を考えておられた。それと共に、お言葉の内容からも「薄葬」の伝統も回顧されていただろう。

今、陛下が射程に入れておられる“転換”は、人々が想像しているより、遥かにスケールが大きく、かつ包括的だ。

2016/09/08 個と公

  | by 高森

人は確立した主体性を備え、その「個」が強固であるほど、明確な覚悟と責任感を持って「公」を支えることができる。そうでなければ私心、私情に足を取られ、ややもすれば衆愚に埋没してしまう。この度の天皇陛下のお言葉ほど、その事実を改めて痛感させた例は他にないだろう。陛下がいかに強靱かつ堅固な主体性を備えておられるか。

一億を超える国民と真正面から対峙して、それを圧倒し去るほど確固たる「個」を持つ人物など、陛下以外に想像もできない。圧倒的なまでに強烈な個人性を持つが故にこそ、ご自身を自覚的に「公」に捧げ尽くし、徹底して「無私」。だからこそ、余人には到底真似し難い高貴な勇気を、自然体で発揮することができる。

普通に考えても、先のビデオメッセージによるご譲位への断固たる意思表示など、よほど並外れた勇気がなくては、とても出来ない。しかも、それを全く感じさせないほど自然体であられた。陛下の勇気が比較を絶したレベルだからだ。

その陛下と比べるのは気の毒だが、現在の政治指導者、安倍首相は「一強多弱」などと囁かれながら、余りにも“ひ弱”に見える。

だが、陛下のお気持ちが全国民の前で明らかになり、更にそれを全面的に受け入れる国民の意思も明確になった以上、安倍首相は私心、私情をほんの僅かでも抑え、己れの保身のみを考えるのではなく、国の為、国民の為、皇室の為、公の為に、決して誤魔化すことなく真摯に誠実に、陛下のお気持ちに全力でお応えする「覚悟」を持たねばならない。それは、陛下の万分の一、億分の一の勇気を振り絞ることさえできれば、いとも容易いことであるはずだ。

2016/10/10

産経「皇室典範」記事は悪意か、無知か

| by 高森

NEW

産経新聞（10月10日付）一面に『**ガラス細工**』の**皇室典範**』という記事。「たとえ一代限りであっても生前退位を認めれば、膨大な法改正が必要になる」と。どこかで聞いたような言い方。

そもそも典範を“ガラス細工”に喩えること自体、首を傾げる。「わずかでも皇室典範改正に踏み込めば、関連法である皇室経済法や宮内庁法などを次々に改正せねばならない。いわば『ガラス細工』の法体系であり、細心に事を運ばねば、現行の皇室制度を根幹から崩すことになりかねない」と脅す。だが、関連の法改正を伴うのは何も特別なことではあるまい。安民法制はそれこそ典範改正とは比較にならないほど「膨大な」関連法の改正を必要とした。その時に産経新聞は「ガラス細工」などと騒いだらうか。

実際に必要とされる皇室経済法や宮内庁法の改正など、ごく僅か。それを知ってこんな記事を書いているのか。知っているなら、悪質だ。知らないなら無知も甚だしい。

記事中には秋篠宮殿下を念頭に置いた「皇太弟」という称号の他に、「皇位継承順位第2位となる秋篠宮さまの長男、悠仁さまにも『皇太甥（こうたいせい）』などの称号が必要になる」とある。ビックリ。「皇太〇」というのは**皇嗣、つまり皇位継承順位“第1位”の場合に“だけ”使われる。**悠仁殿下は秋篠宮殿下が即位されてはじめて第1位になる。その時は「皇嗣たる皇子」だから「皇太子」。無知丸出しと言うしかない。

また「天皇の退位に伴い、**皇后の称号を皇太后に変わるかどうかも議論を呼ぶだろう**」とか。又又ビックリ。「皇太后」は先代の天皇の皇后の称号だから、天皇が退位されたら皇太后になられるのが当たり前。何故「議論を呼ぶ」のか。これも無知丸出し。もう一々挙げないが、他は推して知るべし。

記者が無知だから「膨大な作業」に見えてしまう。それが生前退位にブレーキをかけたい編集方針にもうまく合致する、という記事か。

今更、明治・昭和の典範で讓位が排除された経緯と、その排除の根拠になった伊藤博文や金森徳次郎のロジックを紹介している。だが、もはやそんなロジックは通用しないことには、気づいていないようだ。

皇室典範改正「第4次草案」

10月9日、ゴ-宣道場。

私の皇室典範改正「第3次草案」の全文を発表した。しかし、参加者はどのくらいいるだろうか。

参加者が改正案の解説に興味を示してくれるだろうか。事前に様々な不安があった。

些か精根を込めて改正案を作っても、“壮大な空振り”に終わる恐れがある、と。

だがフタを開けてみると、会場は参加者で一杯。改正案の説明をしていて、会場の集中力が切れて来たら、条文を離れて一般的な“考え方”に話題を転じたり、師範方との討議に移るつもりだった。だが、参加の皆さんには極めて熱心に耳を傾けて戴いた。だから、十分な時間を使って説明出来た。

第2部でも、いきなり改正案を配布して、条文に即した質問が出てくるか、心配していた。ところが、十分に読み込んだ質問が次々に寄せられた。これほど嬉しいことはない。私なりに真剣に取り組んだ甲斐があったというもの。

例えば、第5条については、女性天皇や内親王・女王の配偶者の「称号」を確定できないので、敢えて挿入していなかった部分に質問が来た。しっかり読んでくれている証拠だ。

ならば、次のような暫定案を考えてみてもよい。

「皇后、皇婿、太上天皇、太皇太后、太皇太婿、皇太后、皇太婿、親王、親王妃、内親王、内親王配、王、王妃、女王及び女王配を皇族とする」

皇「后」と親王「妃」・王「妃」との区別に倣って、皇「婿」と内親王「配」・女王「配」という区別も加えた。関連して第17条、第23条、第27条などにも追加する必要がある。勿論、より検討を加えるべきだろう。

またアンケートに「皇太兄・皇太姉」も追加すべきでは、という意見もあった。確かに道場でも説明したように、皇兄や皇姉が皇嗣になる可能性も皆無ではない。しかし、極めてレアなケースで、皇太弟や皇太妹と違って、かなり訳アリな場合と見なければならぬ。皇嗣なら誰でも「皇太〇」とすれば良いという事ではない。

皇兄、皇姉にも皇位継承の資格を認めるという事と、「皇太〇」という称号を認めるというのは区別する必要がある。よって、私の改正案では意図的に外した（今の典範では、直系優先の立場から敢えて「皇太弟」を外した可能性もある）。

また、太上天皇には皇位継承資格を認めないと説明しながら、私の第2条の改正案では資格を認めている、と指摘を受けた。確かに指摘の通り。しかし、その場で再考したように、他に皇族が皆無なら、継承資格を認める以外にない。よって改正案には手を加えないでおく。

また、女王を王と同じように位置付ける前提として、永世皇族制そのものを見直す場合（例えば4世までを皇族とするなら）、第6条に「…3世及び4世の嫡系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする」と規定すれば良い（差し当たりこの改正は考えていないが）。

私の提案に、誠実に応えてくれた質問者の方々に深く感謝。お蔭で予想以上に充実した道場になった。こんな議論が出来る場が他にあるだろうか。

2016/10/09

天皇陛下に「平穏な時間」を

  | by 高森

NEW

天皇陛下のお側に12年間お仕えした前侍従長の川島裕氏。同氏がこの度、『随行記—天皇皇后両陛下にお供をして』（文藝春秋）なる書を刊行された。

第1部「慰霊の旅」、
第2部「友好の旅」、
第3部「被災地を訪ねて」。

氏が身近に体験された尊く貴重な事実がいくつも紹介されている。

例えば（これは“前任者たち”から耳にしたことだが）—「（阪神・淡路大震災の当時）国賓として訪日したアイルランド大統領に対し、政府から宮中晩餐会での音楽も自粛しては、との提案があり、被災地ではない東京で国賓を迎えるのにそこまでした方がよいものか、宮内庁は苦慮したようだ。

陛下はかつて昭和天皇の御不例時にも過度の自粛ムードに対して警報をお出しになっているが、この時も宮中の動きが社会の傾向に更なる拍車をかけるようになることをご心配になり、皇后さまに相談を

おかけになっている。

結果は皇后さまが音楽をするかしないかという議論を越えた第3の道を模索され、それまでのシュトラウス等にかわり、アイルランドの静かで優しいメロディーと、日本の歌数曲を交えたプログラムをご試作、晩餐会場への入場も、いつものエルガーの『威風堂々』にかわり、アイルランド民謡で友情を歌った『Meeting of the Waters (2つの川の出会い)』というしみじみとした曲を選んで当時の楽部指揮者、故近衛秀健氏の意見をきかれ、氏の強い賛同のもと、通常とは異なるものの、時節にも合い、歓迎の意も充(み)たした宮中晩餐会が開かれた…。被災地への配慮を示す歌舞音曲の自粛は当然のことであろう。しかしクイエムのような鎮魂の音楽もあることであり、両陛下は音楽を直ちに娯楽とのみ捉えることに違和感を覚えられながらも、政府の危惧も汲まれつつ、同時に賓客への礼をお尽くしになったのだと思う」。

もう一文だけ、「あとがき」の締め括りの一節を。

「…このように記すと、両陛下のご日程が災害関連のご訪問ばかりであるかのような印象を与えるかもしれないが、実際は、前々からギッシリ詰まっているご日程の合間をようやく見付けてのさまざまな被災地ご訪問であった。

次第にお年を召されつつある両陛下にとって、これからはもう少し平穏な時間が流れることを切に願う次第である」

—刊行の日付は8月10日。かの「ビデオメッセージ」が公表された2日後だ。両陛下に「平穏な時間」を、と私も祈りたい。その為には最低限、皇室そのものの存続について、しっかりとした見通しが立てられる必要があるだろう。

2016/10/08

「皇子」をどう訓(よ)むか？

  | by 高森

NEW

皇室典範の第8条に「皇嗣たる皇子を皇太子という」という規定がある。

「この“皇子”は何と訓(よ)めばいいのですか？」との質問を受けることがある。

「皇子」は一般的には、訓読みでは「みこ」、音読みでは「**コウシ**」又は「**オウジ**」と訓む。

典範のこの箇所では**訓読みは相応しくない**。ならばコウシかオウジ。

漢語としては元々コウシが普通の訓み方。しかし、上に同音の「皇嗣」という語がある。それと区別する為にオウジと訓む学者もいる。ところが典範改正案の検討をしていて、気付いたことがある。

一概には言えないものの、皇子をコウシと訓む場合は、天皇の「子(男女を問わない)」で、副次的に「男子」をも意味する、という使われ方をしている。

それに対し、オウジと訓むと、もっぱら「男子」だけの意味(つまり“皇女”の対義語)か、少なくとも主に男子を指す傾向があるようだ(まだ調査が十分ではないが)。ならば**典範は「皇子」の語に男女を含ませているので、コウシと訓む方が妥当**だろう。

典範が皇子に男女を含ませているのは、第6条に以下のような規定があるので明らか。

「皇子及び…皇孫は男を親王、女を内親王とし…」ちなみに、先日のゴ－宣道場の打ち合わせの席で、「皇子」に女子を含み得るかどうか、鋭く質問をされたのは小林よしのり氏…ではなく秘書の岸端女史だった。

2016/10/07

国民の総意と「神勅」

  | by 高森

NEW

天皇の地位の“基礎”について、**戦前**は神話に出てくる天照大神が孫のニギハヤヒのミコトに授けた「**神勅**（しんちよく、神のお告げ）」に基づく、などと強調していた（文部省『国体の本義』など）。特に「天壤無窮（てんじょうむきゆう）の神勅」が最も有名。以前、泉美木蘭さんがこれに触れておられたので、さすがと感心した。中身を現代語訳すると以下の通り。

「葦原（あしはら）の千五百秋（ちいほあき）の瑞穂（みずほ）の国（日本国）は、わが子孫が君主であるべき地である。汝（なんじ）皇孫（こうそん、ニギハヤヒのミコト）よ、行って治めなさい。天皇の地位が栄えることは、天地と共に窮まりがないであろう」

皇位の無窮の“栄え”を約束した内容。

この神勅が最初に出てくるのは『日本書紀』。

しかし同書では、正文には収めていない。本来は割り注だった「一書（あるふみ）」という、異伝の中に入れられていた。比較的“軽い”扱い。

それが後代、平安時代初めの『古語拾遺（こごしゅうい）』に大きく取り上げられ、更に北畠親房（きたばたけちかふさ）の『神皇正統記（じんのうしょうとうき）』で特筆大書されて、後の世にも注目されることになる。

次第に重視されて行ったあたりが興味深い。天照大神の“神勅”については、日本国体学会の創始者、**里見岸雄博士**が「国民の総意」と関連付けて、次のような指摘をされている。

「たとえ神勅がどうあろうと、天皇がどう欲せられようと、国民の大多数の者が、天皇は不要だと思い、それを廃止することを欲したと仮定するならば、万世一系も…無窮もあり得るはずがないではないか。とすれば、神勅として規定されているのは古代人的思考法として、神勅の形をとっただけのことであって、その客観的事実においては、即ち社会的事実としては要するに、国民的総意ということに外ならぬ。…『神勅』は国民的総意の古代人的表現であり、『国民の総意』は神勅の現代的表現であって…**古今を通じて同一である**」と。

今、改めて傾聴すべき見解だろう。

2016/10/05

有識者会議への懸念

  | by 高森

先頃、政府が立ち上げた「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」。

既にこの名前からして、人々の不安を掻き立てている。会議のメンバーは、全体に地味な人選。

その中で、やや注目を集めたのが東京大学名誉教授の**御厨貴氏**。ところが、同氏は8月8日の陛

下の「お言葉」の直後に、こんな発言をしていた。

「陛下はご高齢だ。**時間のかかる方法を避け、特例法で対応する必要がある**だろう。女系天皇や女性宮家などの議論を蒸し返していたらとても決着がつかない。陛下の退位に限定してスピード感を持って対応すべきだ」（日本経済新聞、8月10日付朝刊）と。
これからの有識者会議の方向性を想像させる。

2016/10/04 皇室典範「改正」案

  | by 高森

10月2日、ランチをしながらゴー宣道場の打ち合わせ。私の皇室典範改正案に、倉持麟太郎師範のアドバイスを加えた「第2次草案」を各師範に配布。手短に逐条解説をした。

条文の数自体は現行のものと同じ。

退位を可能にする為には、第4条を少し改め、「同条の2」を追加した。

それに関連する微調整。

「皇太弟」を典範に位置付ける為には、第8条に「第2項」を追加。

「女性宮家」を創設する為には第5・6・10・12・15条等を改正。

女性・女系天皇については…（ネタバレ厳禁）。

道場の当日は、主な条文だけを取り上げ、なるべく分かりやすく改正の主旨を解説するつもり。

打ち合わせ後、更に自分で再検討し、ごく僅かながら訂正を加えた（第3次草案）。

それを参加者にお配りする。

同日、夜の7時半から9時15分迄、講演。演題は「生前退位と象徴天皇」。700人収容の会場が満杯。殆どが20代の若者ばかり。女性の参加者も多い。実に熱心に聴いてくれる。

大切な部分では一斉にメモをしていた。こちらも自ずと力が入る。勿論、随所で笑いも。

終了後、主催者の中心メンバーと懇親会。楽しいひとときを過ごした。

2016/10/01 陛下ご自身の「天皇」論

  | by 高森

天皇陛下ご自身が繰り返し「天皇」について語っておられる。

その中から次のお言葉を紹介する。

「天皇の歴史は長く、それぞれの時代の天皇の在り方も様々です。しかし、他の国の同じような立場にある人と比べると、政治への関わり方は少なかったと思います。天皇はそれぞれの時代の政治や社会の状況を受け入れながら、

その状況の中で、国や人々のために務めを果たすよう努力してきたと思います。また文化を大切にしてきました。

このような姿が天皇の伝統的在り方と考えられます」

まだ続きがある。

2016/10/02 陛下ご自身の「天皇」論（2）

先の紹介したお言葉の続き。

「明治22年、1889年に発布された大日本帝国憲法は、当時の欧州の憲法を研究した上で審議を重ね、制定されたものですが、運用面ではこの天皇の伝統的在り方は生かされていたと考えています。

大日本帝国憲法に代わって戦後に公布された日本国憲法では、天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるということ、また、国政に関する権能を有しないということが規定されていますが、この規定も天皇の伝統的在り方に基づいたものと考えます」

（続く）

2016/10/03 陛下ご自身の「天皇」論（3）

  | by 高森

陛下のお言葉の続き。

「憲法に定められた国事行為のほかに、天皇の伝統的在り方にふさわしい公務を私は務めています。これらの公務は戦後始められたものが多く、平成になってから始められたものも少なくありません。

社会が変化している今日、新たな社会の要請に応（こた）えていくことは大切なことと考えています」

（平成18年6月6日）

実はかなり凄い事をおっしゃっている。譲位の事もその延長線上の話。

何故、私は気付かなかったのか。（終わり）

2016/09/26 福澤諭吉「帝室論」は名著

  | by 高森

泉美木蘭師範が福澤諭吉の「帝室論」を読まれたとか。素晴らしい。

これまで世に現れた天皇論の中でも屈指の名著。特に、今上陛下ご自身の「象徴天皇」像を理解する為には、どうしても欠かせない文献。過日、私が期待する優秀な若き社会人に推薦したところ、喜び勇んで読み始めたものの、全く歯が立たなかった。「すみません。全く理解できず、読めません」と。

若い世代の読書力の低下に愕然とし、かつ落胆した。

だから、どこかの出版社が乗り気になってくれたら、及ばずながら私の現代語訳で出そうかと思っている位だ。

ここでは原文のまま、その一節を掲げておこう。

「我（わが）帝室（皇室）は日本人民の精神を収攬（しゅうらん）するの中心なり、其（その）功德（くどく）至大なりと云ふ可（べ）し。国会の政府は二様の政党相争ふて火の如（ごと）く水の如く盛夏の如く厳冬の如くならんといえども、帝室は独り万年の春にして、人民これを仰げば悠然として和気を催す可し。

国会の政府より頒布する法律は其冷なること水の如く、其情の薄きこと紙の如くなりといえども、帝室の恩徳は其甘きこと飴の如くして、人民これを仰げば以て其いかりを解く可し、何（いず）れも皆政治社外に在るに非（あら）ざれば行はる可からず」（いえども、いかり、原文は漢字）

特に「何れも皆政治社外に在るに非れば行はる可からず」の箇所は、現代の政治指導者がよくよく肝に銘じておくべき一文だ。

2016/09/19 左翼「反天皇」派なら“男系限定”で行こう！

  | by 高森

このところ左翼は肩身が狭い。反天皇！なんて、ますます言いづらい。でも朗報。男系限定！を叫べば良い。

「天皇は大切。だけど“血”が全て。血の“器”に過ぎない。その血も男系以外は一切、無意味。それ以外は何の尊厳も正統性もない。その血筋が絶えるなら天皇なんて無くなっても同じ」と。こう主張し続けていけば良い。そうすれば、まず「天皇って時代錯誤で不合理極まるブキミな存在」という印象をうまく流布出来る。人々の天皇・皇室への素直な敬愛の念に、思いっきり冷水を浴びせてやれるのだ。

あととはにかく、今の皇室典範の「男系の男子」限定を死守。些かも改正されないように、ひたすら時間を稼ぐ。それだけで良い。その為には、典範の改正は“ノイジーマイノリティ”が騒いで厄介だから、迂闊に手を出せないという「空気」を作ってしまうのが何より。

そうこうしている間に、側室がない男系限定なんて長く続くはずがないから、一般の国民が気付いた時にはもう手遅れ。

もはや、ことさら「打倒」しなくても、皇室は存続出来ない場面に立ち至る、という寸法。寝ていても完全勝利間違いなし。こんなウマイ話は他にない。全ての反天皇派は「男系限定」の旗のもとに団結せよ！

2016/09/10 一旦皇籍離脱しながら天皇に即位した例とは？

  |
by 高森

皇室の歴史で一旦、皇籍を離脱し、その後再び皇籍に復帰して、天皇として即位した例がある。第59代宇多天皇だ。先代の天皇の皇子ながら皇籍を離れた。しかし、離脱していたのは僅か3年だけ。又、宇多天皇が皇籍から離れていた期間に生まれて天皇になったのが第60代醍醐天皇。それぞれ例外的な唯一のケース。

更に第26代継体天皇の場合は、応神天皇の5世の孫で歴史上、天皇との血縁が最も遠いものの、当時なお皇族の身分を失っていなかった事実が、和歌山県の隅田八幡神社に伝わる人物画像鏡の銘文から分かる。

よって、旧宮家系国民男子のように、天皇との血縁が桁違いに遠く、皇籍を離脱して何十年も経過し、

世代も替わっている人物が、改めて皇籍を新しく取得し、天皇になる資格を得るという事態は、全く前例がないし、伝統的な皇室と国民の厳格な区別を大切にしている考え方からは、まるでかけ離れている。平素、皇室の伝統を強調する人たちが、こんな破天荒なやり方をしぶしぶ黙認するどころか、積極的に推進しようとしている。甚だ奇怪で不可解だ。

2016/09/09 皇室典範の改正、3つのパターン

  | by 高森

恐らく余程の事がない限り、平成30年を目処に、天皇陛下のご譲位と皇太子殿下のご即位は、実現するだろう。その場合、**憲法上、譲位を認めるには皇室典範の改正が不可欠**。だから当然、典範も改正されるはずだ。では典範改正はどのような形になるのか。

およそ3つのパターンを想定出来る。

その1。

典範に付則を追加して“抜け穴”を作り、表面上は憲法違反を免れながら、実質的には特別立法で対処するやり方。最も姑息なパターンだ。**皇位の「重み」を踏みにじる暴挙**と言う他ない。皇室典範の体系性、整合性を損ない、その存在意義を否定するに近い。譲位の「要件と手続き」の制度的確立の点でも不安を抱える。譲位に“強制や恣意”が介在する可能性を排除出来ない。

その2。

典範そのものの中に、譲位を制度化する為に必要な改正を過不足なく盛り込む。だが、皇室それ自体の**存続の為に求められる改正は「先送り」**。いわゆる“2段階”方式。この場合、絶対確実かつ可及的速やかに「第2段階」の改正を行う保証があるならば、そうしたやり方も**緊急避難的に認められよう**。だがそうでなければ、逆に皇室存続の為に典範改正を再び“凍結”し、遥か彼方に遠ざける（それはそのまま皇室の存続を不可能にする）結果を招く。その事は、これまでの経過からして火を見るよりも明らか。

その3。

陛下ご自身の「お言葉」によって、やっと皇室典範改正の気運が再び生まれた。だからこの際、譲位の制度化だけでなく、**長年の懸案だった皇室の存続上、どうしても必要な改正**（その詳細な検討は政府内部でも積み上げて来ている）も併せて行う。

「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ」ておられる陛下のお気持ちにお応えするには、皇室そのものの存続を可能にする制度改正は絶対欠かせない。皇室など存続しなくてもよいと考えているならともかく、そうでなければ、3番目のパターン以外は選ぶ余地があるまい。

…と、ここまで書いて来たところで、『朝日新聞』（9月8日付朝刊）の記事を教えられた。

一読、仰天。

政府は典範の改正には“一切”手を着けず、単独の特措法“だけ”で対処しようとしている、と。

勿論、一代限り。

安倍政権は「特例の譲位、特例の天皇」ではならず、「違憲の譲位、違憲の天皇」を求めているのか！

2016/09/02 男系限定の条件

  | by 高森

以前、男系限定論者が次のような論を立てていた。

「125代の歴代天皇に北朝の天皇を加え、10代の女性天皇と3代の配偶者を持たなかった天皇を差し引いた117代の内…正妻が皇子を産まなかった天皇は、僅か31代しか例がない。確率にすると26、5パーセントということになる」

「26、5パーセントは約4分の1に当たるため、歴史的に一系統当たり4世代に1回の割合で嫡系継承が困難な場合が生じるが、その程度なら適切な数の宮家を常に確保しておくことで、乗り越えることができるはずだ」

「『側室無くして男系系統は不可解である』という主張は、医療水準の違いを考慮した場合に成立しない。むしろ、4乃至（ないし）5の宮家を常に確保し続けることによって、側室なくとも男系継承は確率論的に可能である」（竹田恒泰氏『伝統と革新』創刊号）。

だが、「（内廷の他に）**4乃至5の宮家を“常に”確保し続ける**」なんて側室無くして可能なのか。

そもそも、いかにして「4乃至5の宮家」を“たった1度”でも「確保」するのか。

どちらも**至難ないし不可能**と言う他ない。とすれば逆に、やはり側室無くして男系“限定”による長い将来にわたる安定した皇位の継承は、「確率論的に」望み難いと結論するしかない。

2016/08/15 違憲の譲位、違憲の天皇

  | by 高森

殆ど誰も事柄の重大さ、深刻さに気付いていないのではないか。万が一にも、皇室典範を改正せず、特別立法で譲位が実現するような事態になれば一体、どうなるか。

憲法が皇位の継承は「皇室典範の定め」に“従え”と規定し（第2条）、典範には皇位の継承は先帝崩御の場合に“限る”と「定め」ている（第4条）以上、**典範改正によらない譲位は明らかに憲法違反**。そうすると、万が一無理やり譲位を“強制”しても、即位された天皇は、明白に歴史上初の「憲法違反」の天皇になってしまう。

違憲の天皇が登場すればどうなるか。

憲法上、違憲の天皇が「日本国」及び「日本国民統合」の唯一の「象徴」（1条）ということに。

その違憲の天皇が内閣総理大臣を任命する（第5条）。

閣僚も認証する（第7条）。

違憲の天皇が国会を召集する（同）。

国会で成立した法律も、違憲の天皇が公布する（同）。

違憲の天皇が最高裁判所の長官を任命する（第5条）。

海外に派遣する大使・公使の信任状も認証する（第7条）。

批准書その他の外交文書も認証する（同）。

外国の大使・公使も接受する（同）。等々。

全て違憲の天皇が行われることになる。

となれば、それらも勿論、全て違憲。わが国の国家活動全ての正統性の根拠が、一挙に喪われる。政府内部で典範改正に手を着けず、“手軽な”特別立法による譲位を模索する動きがあるとか。正気とは思えない。

またメディアも、恒久法か臨時立法か、などと並列的に扱うのを見かける。事態の本質が全く理解出来ていないと言うしかない。

<p>2016/08 /22</p>	<p style="text-align: center;">旧皇族長老の「本心」</p> <p>皇室の存続を図る為に、<u>旧宮家系国民男子がそのまま新しく皇籍を取得できる道</u>を開こう、との意見がある。そんな事をすれば、皇室と国民の区別が曖昧になりかねない。それに、これまでの取材では当事者は皆、辞退の意向を示している。</p> <p>現在、知られている未婚の成年男子は3人だけ。1人は秋篠宮殿下より年上。だから、まず対象外。もう1人は大麻所持で逮捕された。</p> <p>残るは東久邇家の孫の世代の自動車販売会社勤務の30代のみ。但し、既に結婚した可能性も。</p> <p>あと、賀陽家の孫の世代の1人がそろそろ成年に達したか。でも父親は、取材に否定的な答え方をしていた。これは強制出来ないし、皇室の尊厳の為にも強制してはならない。そもそも世代交代があってもエンドレスで候補者たり得るのか。</p> <p>そこで注目すべきは元皇族で、旧宮家関係者の中でも長老、しかも伊勢の神宮の大宮司、全国の神社を束ねる神社本庁の統理を歴任した、久邇邦昭氏の発言だ。「近頃、旧皇族をまた皇籍に戻すべきだ」という意見もあるようだが、私はこれについては『何を今さら』というのが正直なところ本心だ。…今さら、皇籍に復して国民の貴重な税金をいただくのには拒否反応がある。折角この70年近いサラリーマンを含む生活で、名実共に一般市民として築き上げた物心両面の蓄積は大事にしたい」（『少年皇族の見た戦争』平成27年、PHP 研究所）と。旧皇族のプライドを感じさせる。こうした受け止め方が自然だろう。</p> <p>伊勢神宮大宮司、神社本庁統理を務めた久邇氏にしてこの発言。むしろ、そうした「拒否反応」がない人がいたら、その方が眉に唾する必要があるのではないか。</p>
<p>2016/08 /28</p>	<p style="text-align: center;">竹田恒泰氏の特措法プラン</p>

	<p>「朝まで生テレビ」に出演。出演者の竹田恒泰氏の発言に驚いた。天皇陛下のお言葉に対し、頭から真摯に向き合おうとしない。</p> <p>「これからは皇室がどのような時代にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ…」という遠い将来を見通されたお言葉。そのご真意は余りにも明らかだろう。それに対し、彼は“一代限り”の譲位に拘り続けた。</p> <p><u>提案したのは、皇室典範を形ばかり改正して抜け穴を作り、国会で特措法を議決すれば即、譲位という、仰天すべきやり方。譲位の要件も慎重な手続きも一切、パス。</u></p> <p><u>これぞ、“民主主義という病い”の極致。このやり方だと与党の思うままに、天皇を交代させられる。余りにも恐れ多い。天皇を明確に国会の“下”に位置付ける結果になる。</u></p> <p>歴史を貫いて国家の公的秩序の頂点であり続け、今の憲法でも「国民統合の象徴」で、国会を（上位にあって）「召集」される天皇のお立場との整合性は、一体どうなる。万が一にもこんな制度が採用されたら、天皇の権威も尊厳もたちまち喪われてしまう。恐ろしい、わが国柄を破壊するプランだ。</p>
<p>2016/08 /30</p>	<p style="text-align: center;">「旧宮家」という幻影</p> <p>「朝まで生テレビ」では竹田恒泰氏の「赤ちゃんを養子に」発言でも驚いた。いわゆる旧宮家系の国民男子の中で、未婚の成年で候補者たり得る人物はいるのか問うたら、「生まれてくる赤ちゃんを養子にすれば良い。無限に候補者はいる。既婚者も夫婦一緒に養子にすれば良い」という趣旨の答え。</p> <p>視聴者にも仰天した人が多くいたようだ。もはや皇室を「聖域」と仰ぐ感性そのものが失われている。それとも、<u>旧宮家系国民男子“だけ”は既婚者でも赤ちゃんでも、自由自在にその聖域に踏み込めるとでも錯覚しているのか。どれだけ俗世間で暮らした年月が流れようと、世代が替わろうと。</u></p> <p>これは具体的に考えると分かり易い。</p> <p>今の制度では、今上陛下の血を継ぎ、聖域で生まれ育った敬宮（としのみや、愛子内親王）殿下や眞子内親王殿下、佳子内親王殿下はご結婚されたら即、皇室を出られ、そのお子さまも勿論、国民。その制度はそのままにしておく一方で、<u>既に2代にわたり俗世間で存分に自由を謳歌して来た竹田氏と、その妻や子供などのような人物は、皇室に入れる仕組みを“新しく”作れ、と言っている（その子供が天皇になる可能性だって無論ある！）。ただ単に前者が女性で、後者は男性だから、という“だけ”の理由で。国民一般の感覚と余りにも隔絶してしまっている。</u>それで皇室の尊厳は保たれるのか。人々の皇室への自然な敬愛の念はどうなる。</p> <p><u>いつの間にか“旧宮家”という特権階級が生まれたのか。</u></p>

一般には余り知られていないようだが、国民の中で皇室の「男系」の血筋を引いているのは、別に彼らだけではない。明治以降でも、皇族が臣籍降下して侯爵や伯爵として華族になった例は、少なくない。明治の皇室典範で男系限定を採用するのに尽力した井上毅（こわし）の「謹具意見」でも、皇族が皇籍を離れて国民の仲間入りをすれば、当たり前ながらもはや皇統ではなく、国民（臣下）の血筋と扱っている。しかも、人様の赤ちゃんを何だと思っているのか。また、養子を迎える側の宮家の実情やご都合について、配慮している気配もまるでない。

繰り返し強調しておくが、人間は将棋のコマではない。呆れた無神経さと言う他ない。参考迄にいくつか、先学や研究者、当事者などの文章を改めて引用しておく。

「その事情の如何に拘らず、**一たび皇族の地位を去られし限り、これが皇族への復籍を認めないのは、わが皇室の古くからの法**である。

…この法に異例がない訳ではないが…君臣の分義を厳かに守るために、極めて重要な意義を有するものであつて、元皇族の復籍と云ふことは決して望むべきではない」

（**葦津珍彦氏**『天皇・神道・憲法』）

「歴史上は、一度皇籍を離脱した皇族が再び復して天皇となる平安時代の59代宇多天皇や60代醍醐天皇の例もあったが、近代の**新旧の皇室典範はこれを認めなかった。**まして、現在の伏見宮系皇族の末裔とされる男子たちは皇族であったことは一度もない。たとえ戦後直後における皇籍離脱がなくても、**内規上は臣籍降下せざるを得なかった家々の末裔たちばかりである。**かつて臣籍降下した華族家の子孫が皇籍を得て天皇になると論理上は変わらない」（**小田部雄次氏**『皇族』）

「旧皇族をまた皇籍に戻すべきだという意見もあるようだが、私はこれについては（当事者として）『何を今さら』というのが正直なところ本心だ。…今さら、皇籍に復して国民の貴重な税金をいただくのには拒否反応がある」（**久邇邦昭氏**『少年皇族の見た戦争』）

2016/08
/25

「旧宮家系国民男子」への想像力

旧宮家系国民男子に“そのまま”新しく皇籍を取得するのを認めるというプランが、一部で語られている。だが言う迄もなく、人間は将棋のコマではない。このプランは一体、何を意味するか。言う迄もなく、本人とその家族にとっては、人生そのものの激変を意味する。これまで打ち込んで来た仕事は、そのまま続ける訳にはいかなくなる。住み慣れた住まいも変わる。家族を含め、これまで親しく接して来た人々と、これまで通りに触れ合うこともできなくなる。皇室に入る以上、自由と権利も大幅に制約される。普通に考えて、誰がそんな事を「拒否反応」も無く、容易く受け入れるだろうか。

未婚の成年男子として候補者になり得る可能性があるのは、もはや東久邇家の1人

	<p>(30代半ば、自動車販売会社勤務)だけ(プラス賀陽家の1人が成年か)。そこで、未成年者にまで対象を拡大する人がいる。驚きた。他人の子供を何だと思っているのか。</p> <p>これまで知られているところでは、東久邇家系で10代前半と10代未満の子供がいる。また賀陽家系にも10代後半の少年が1人。だが、その父親(官僚)は取材に否定的な回答をしていた。占領下、賀陽宮家の恒憲(つねのり)王が積極的に皇籍離脱を唱えていたことが、思い出される。</p> <p>民間に下ってから、詐欺事件を起こした会社の顧問に名前を連ねたり(昭和29年、日本積財会詐欺事件)、殺人未遂で逮捕されたヤクザ(石井組、石井一郎)の身元引き受け人になる(同31年)などで、世間の注目を集めた。</p> <p>恒憲氏が総代を務めた京都の寺院の土地処分を巡って、相手を背任で告発したものの、容疑事実はなく、逆に反撃されたことも(同41年)。その長男の邦寿(くになが)氏も同じ詐欺事件に関わっていたが、後には参議院選挙に立候補し落選している(同43年)。</p> <p>東久邇宮稔彦(なるひこ)王も自ら皇籍離脱を主張。国民の仲間入りをしてからは、新興宗教「ひがしくに教」を開こうとして、法務府(現・法務省)などからクレームがついて頓挫したり(同25年)、旧宮邸の土地の返還を求めて、国を相手に繰り返し訴訟を起こしたりしている(同24年、37年)。両家の未成年の子供たちが皇籍を取得するという議論になると、気の毒な事に、そうした過去の出来事も改めて取り沙汰されるに違いない。</p> <p>そもそも、未成年者を具体的にどの宮家が引き受けられるというのか。秋篠宮家は当然、無理。ご高齢の両殿下だけの常陸宮家も、憲仁(ともひと)親王家を吸収した三笠宮家、高円宮家も、女王方が嫁いで民間に下られるから、それぞれ困難だ。</p> <p>人様の子供を勝手に、宮家のご都合にも配慮せず、どこかに“押し込む”算段をするなど、当たり前の想像力があれば、無礼かつ身勝手過ぎて、とても平気では出来ないはずだ。</p>
<p>2016/08 /27</p>	<p style="text-align: center;">『W i L L』またぞろ「不敬」のオンパレード</p> <p>『W i L L』10月号が「天皇陛下の『お気持ち』」特集。 執筆陣は東京大学名誉教授・平川祐弘、 同じく東京大学名誉教授・伊藤隆、 外交評論家・加瀬英明ほかの諸氏。 一読、余りの無知、不遜、不敬に呆れ返る。</p>

平川氏いわく、「もしも陛下の私的なご発言通りご退位となると、（皇室典範の）改正を急がねばならないが、生前退位を認めるとなれば、まず政治的利用が心配される。

…私は現行法で対応できる摂政を置くことが無難な措置かと思う。だがそうした措置はとらずとも、皇族方が天皇皇后のおつとめを代行することは可能なのである。

…（雅子妃殿下の適応障害に絡み、皇室典範に新しく）適応障害の皇族の臣籍降下に関する規定も設けていただくことになるのではないか。

…天皇家が続くかぎり、たとい天皇が御不例になられようとも、日本は続く。社会に停滞が起こるとお考えならば、それはおかしい」と。

伊藤氏いわく、「実際に天皇のお言葉をお聞きして、これにも違和感を覚えざるを得なかった。酷いオーバーワークをなさっていることはその通りであろうが、常々それほどまでになさらずとも思っていた私には、奇妙な感じをぬぐい去ることが出来なかった。

…『摂政』の規定もあることであり、どうしても退位をしなければならぬということではないのではないかと思うのである。

…前天皇と現天皇との2人の天皇（つまり象徴）がおられるというのはどうも奇妙な事態としか考えられないのである」と。

加瀬氏いわく、

「（天皇陛下が）お言葉を読まれたのを謹聴した。ご高齢によって、お疲れになられた、と訴えられた。

…これは、天皇によるクーデターだった。

明治天皇によって定められ、現憲法下で継承されている皇室典範は、天皇の譲位を認めていない。お言葉のなかで、皇室典範が定めている摂政制度を斥けられたが、天皇が法を改めるよう要求されることは、あってはならない」と。

引用しているだけで、ハラワタが煮えくり返る。どいつもこいつも（と敢えて言わせて戴くが）、無知、理解力の無さ、事実誤認、不遜、不敬の程度が、想像を絶して甚だし過ぎる。

これらの発言の酷さについては、もはや私が改めて一々、摘発する迄もないだろう。

編集部はこれらの原稿を見て、頭を抱えたのか。それとも、足並みを揃えたその底抜けの「異常さ」に気付かなかったのか。

よくも、そのまま活字にしたものだ。

世論調査では89%とか、94、3%という圧倒的多数の国民が、陛下の譲位へのお気持ちを真摯に受け入れる中で、何故このような連中が長年、いっばしの「保守」系知識人と錯覚されて来たのか。それが一番、不思議で腹が立つ。

私は『月刊Hanada』10月号に「ご譲位の“玉音放送”と国民の責務」と題す

る一文を寄せた。
同誌でも、久保紘之氏が『生前退位』問題で一番気になったのは、新天皇即位後に行われる大嘗祭（だいじょうさい）がどういう形で残されるのか、という点です』などと述べて、学界では既に何十年も前に否定された折口信夫（しのぶ）の「天皇霊」説をいまだに振り回している。

山折哲雄氏への批判でも指摘したように、前近代の**大嘗祭はむしろ「生前退位」を前提に行うのがノーマルな形。**

大嘗祭をごとごとく語るのであれば、せめて『延喜式』位は読めよ、というお粗末な話。それが「一番気になった」というのだから、他は推して知るべし。どうも天皇・皇室については、世の“知識人”なるもののレベルが、余りにも低く過ぎる。

高森 明勅 Takamori Akinori

昭和 32 年 岡山県倉敷市生。國學院大學文学部卒。同大学院博士課程単位取得。同大学日本文化研究所研究員

防衛省統合幕僚学校「国家観・歴史観」講座担当などを歴任。専攻は**神道学・日本古代史**。大嘗祭の研究で神道宗教学会奨励賞を受ける。小泉純一郎内閣当時、「皇室典範に関する有識者会議」において 8 名の識者、皇室研究の専門家の一人としてヒアリングに応じる。皇位継承儀礼の研究から出発し、古代史上の重要テーマや古典研究に取り組みつつ、日本史全体に対して関心を持ち、現代の問題にも積極的に発言する。

拓殖大学 客員教授 防衛省統合幕僚学校 「歴史観・国家観」講座担当